



平成 20 年 4 月 25 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長

和 田 康 夫

(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 25 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり改正する旨の決定いたしましたのでお知らせいたします。

(追加、変更箇所は下線で示しております)

記

内部統制システムについて

1. 基本的な考え方

当社は、「社会に貢献し信頼される会社」「投資家にとって魅力ある会社」「社員が働きがいと夢を持てる会社」を経営理念とし、「優位性のある特殊技術を生かし社会基盤の整備に貢献する」ことを経営ビジョンとしている。

経営理念を実践するためには、社会から信頼を受け、企業価値を高める必要があることから、当社では、“内部統制システムの整備”、“コンプライアンス経営の強化”“リスク管理体制の整備”、を経営方針の最重要課題として取り組んでいる。

当社では、かかる経営方針に基づいて業務の適正を確保するための体制（内部統制）を構築することが経営の責務であることを認識し、以下の通り、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議した。

2. 内部統制システム構築に関する基本方針

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し、社外取締役を選任する等、取締役が相互に職務執行の法令および定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を整備し、役員が法令、定款及び各種管理規則・規程並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

コンプライアンス委員会を設置し、経営企画室が事務局部署となって、全社横断的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。

情報・伝達の機能として、社内通報制度を設置・運営する。その窓口には、社内のほか、外部の弁護士を充てる。

財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所規則との適合性を確保するため、当社代表取締役社長指示の下、経営企画室が中心となって整備及び運用を行っている。

監査部は、内部統制の整備及び運用並びに評価に関して経営者が行う作業を補佐するとともに、必要に応じて是正を行うことで内部統制が継続的に機能する十分な体制を構築する。

独占禁止法の遵守に係る内部統制については、コンプライアンス委員会のなかに特別の小委員会を設ける等して十分な体制を構築する

また、過去の反省を踏まえ、全役職員を対象に独占禁止法に関する研修を行うとともに、当社グループの全役職員から法令遵守の「誓約書」を提出させるとともに、社内報等で法令遵守の啓発活動を行っている。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に基づいて、管理本部担当取締役が統括責任者となって、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する等全社的な管理を行う。

情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

取締役および監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスクマ

ネジメント基本規程を中心として社内規程を定める。

リスクマネジメント委員会を設置し、経営企画室が事務局部署となって全社横断的にリスク評価をして対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。

危機管理基本規程に基づき、有事の際の迅速かつ適切な対応に備えた危機管理体制を構築する。

監査部は、各部署のリスク管理の状況をモニタリングする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のため各部署の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。

ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づいて経営企画室が事務局部署となって、グループ全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。

子会社のコンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社が統括管理を行うか、個社ごとに管理を行わせる場合であっても、適宜、報告を求め、必要な助言・指導を行う。

子会社に対しては、一定の重要事項について、子会社で機関決定する前に、当社に報告を行って承認を求めさせる。

第1項第(4)号の社内通報制度については、グループ全体を対象とする。

当社の監査部は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。

監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役および所属部署長の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制とその他監査役会への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、社内通報窓口への通報情報およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。

監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。

反社会的勢力排除について

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、上記の内部統制構築に関する基本方針(1)を定めているが、かかる考え方を実現するための取組みについて、次の通り、決議した。

1. 当社は、「行動規範」(コンプライアンス基本方針)において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には厳しく対処すると定め、全役職員に周知している。
2. 反社会的勢力からの不当な要求等については、外部の専門機関(顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合会等)と連携し、不当要求等に応じない体制を整えており、今後も、一層の充実に努める。

以 上